

令和5年度 学校運営に係る取組方針【高等学校版】

別紙

次のとおり、令和5年度の学校運営に係る取組方針をお示しします。

1 主体的に学び行動する力を着実に身に付ける、学び高め合う教育の充実 (学校目標の視点：「教育課程、学習指導」に関する内容)

(1) 確かな学力の向上を図る取組の推進

○教育課程の充実・改善とカリキュラム・マネジメントの確立

学習指導要領に基づき、各学校の学校教育目標を実現するための教育課程を編成し、組織的・計画的に各学校の教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントに努め、教育課程の充実・改善に取り組んでください。

○確かな学力向上のための取組の充実

学習指導要領総則等を踏まえ「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組んでください。その際、生徒による授業評価や県教育委員会による生徒学力調査の分析の結果など、生徒の実態を把握した上でそれらを生かした授業研究を進めてください。

○政治参加教育をはじめとしたシチズンシップ教育の充実

成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、「シチズンシップ教育【指導用参考資料】」等を活用し、政治参加教育や消費者教育をはじめとしたシチズンシップ教育を充実させてください。

○県立高校生学習活動コンソーシアムの活用

生徒の主体的な学びへとつながる様々な教育機会の充実を図るため、県教育委員会が発信するコンソーシアムの取組に係る情報を活用し、外部機関との連携に取り組んでください。

(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

○「いのち」を大切にすることを育むための教育の推進

「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を含め「いのちの授業」の更なる充実を図ってください。また、家庭や地域において教育が推進されるよう、保護者や地域の方への周知に取り組んでください。

○人権擁護の視点に立った学校づくりの推進

性的マイノリティや障がい者、外国につながる子どもたちに対する偏見や差別意識がいじめ等の様々な人権課題につながることや、貧困やヤングケアラーなど子どもたちの抱える困難や課題について、教職員が正しく理解し、人権擁護の視点に立った学校づくりに取り組んでください。

○健康・体力づくりの推進

子どもたちにスポーツの意義や価値等を理解させ、運動習慣の確立や生活習慣の改善を促してください。

また、食育について、全体計画等を作成し、組織的・計画的に取り組んでください。

○計画的・組織的な学校安全の推進

激甚化・頻発化している自然災害や、事故・事件、犯罪などに備えて、子どもたちが自らの安全を確保できる資質・能力を育成するため、適宜、学校安全計画及び危機管理マニュアルを見直し、計画的・組織的な学校安全に取り組んでください。

(3) グローバル化などに対応した教育の推進

○グローバル人材の育成

英語4技能をバランス良く育成し、総合的なコミュニケーション能力の更なる育成を図るため、各校で作成する英語CAN-DOリストに基づき、パフォーマンステストの確実な実施を含め、英語による発信力の向上をめざした組織的な授業改善に取り組んでください。

重点2 ○ICTの利活用の推進

問題発見・解決能力や情報活用能力など、学習の基盤となる資質・能力の育成に資するため、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組んでください。

2 一人ひとりのニーズに的確に応える生徒指導・支援の充実

(学校目標の視点：「生徒指導・支援」に関する内容)

(1) 組織的な指導・支援体制の充実

重点1 ○困難を抱える生徒を支援につなぐ体制の構築

1人1台端末等を活用した自己チェック等や、プッシュ型面談を通じて、困難を抱えている生徒を早期に発見し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携して、医療や福祉の「アウトリーチ」につなぐ「かながわ子どもサポートドック」の取組を進め、積極的・組織的な相談支援に取り組んでください。

○部活動の持続可能な運営体制の整備

「自主的・自発的な部活動を通じた人づくり」をめざし、学校の部活動の方針に則り、部活動指導員や外部人材を積極的に活用するなど、教職員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制の整備に取り組んでください。

(2) インクルーシブ教育の推進

○相互理解の促進

共生社会の実現に向け、相互理解を深める教育活動をより一層充実させてください。

○通級による成果の活用

各学校においては、生徒・保護者に対して県立横浜修悠館高等学校における他校通級の制度を周知するとともに、生徒の状況を把握し、適切に対応してください。

3 各学校段階等への円滑な移行や、社会的・職業的な自立に向けた、進路指導・支援の充実

(学校目標の視点：「進路指導・支援」に関する内容)

(1) 進路指導・支援の充実

○職場体験・インターンシップの充実

生徒一人ひとりのキャリア・パスポートを踏まえ、社会的・職業的な自立に向けて必要となる資質・能力を身に付けるため、職場体験・インターンシップを有効な手立てとして位置付け、コンソーシアムサポーターを活用するなど、生徒の希望する体験先の充実に取り組んでください。

4 地域等との協働による、学校の教育力の向上

(学校目標の視点：「地域等との協働」に関する内容)

(1) 地域等との協働の推進

○コミュニティ・スクールの取組の推進

学校運営協議会制度に基づき、令和6年度からの第三者評価の性格を併せ持つ評価の実施に向けて、学校評価部会をさらに活用するなど、地域協働による学校運営の推進に取り組んでください。

○地域と連携した教育活動及び地域の学びの場づくりの推進

学校運営に地域人材を活用するなど、地域と連携・協働して教育活動の充実を図るとともに、学校の施設開放や公開講座に取り組むなど、開かれた学校づくりの推進を図ってください。

5 信頼に根ざした学校づくりの推進と、教育環境の整備

(学校目標：「学校管理、学校運営」に関する内容)

(1) 信頼と期待に応える学校づくりの推進

○学校教育計画に基づく学校運営の充実

スクール・ポリシー及び「学校教育計画」（令和2～5年度）に基づき、1年間の目標を設定して取組内容を明確化し、学校運営の組織的な改善に取り組んでください。また、令和5年度は学校教育計画の最終年度であることから、4年間の総括について検討を進めてください。

重点5 ○県立高校改革にかかる情報発信の充実

県立高校改革実施計画（Ⅱ期）の最終年度であることや、昨年度策定されたⅢ期計画の内容も踏まえ、自校の取組やその成果を県民に広く周知するとともに、他校と共有してください。

重点4 ○不祥事防止の徹底

わいせつ事案を始めとする不祥事の根絶に向けて、所属研修等の機会を通じて、継続的に教職員の倫理観や規範意識の醸成に努めるとともに、生徒が安心して学校生活を送れるよう、不祥事が起こらない校内環境や組織体制を整備してください。

重点4 ○校務におけるコンプライアンスの徹底

個人情報保護法の改正に伴い、令和5年4月から会議録作成のための録音データも行政文書として情報公開請求の対象となるので留意してください。

また、試験の答案用紙の紛失や、生徒の出欠情報の漏えいなど、不注意や管理不十分による事故が発生していることから、個人情報の適切な管理を徹底してください。

私費会計（学校徴収金、団体徴収金）についても、私費会計基準に沿った適正な会計処理を着実に実施するため、ダブルチェックを徹底する等、組織的な事務処理体制を整えてください。

(2) 安心して快適な教育環境の整備

重点3 ○教員の働き方改革の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、子どもたちと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行うため、業務分担の適正化、年次休暇等の取得の促進、外部人材の有効活用など、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」に沿って取組を進めてください。

○地域と一体となった安全・安心の推進

災害時に近隣住民などが学校に避難してきた場合を想定し、具体的な対応や感染症拡大防止の対応等について市町と協議を行い、合同訓練を実施するなど、引き続き市町・地域との連携を進めてください。

○組織的・計画的な学校安全の推進【再掲】

激甚化・頻発化している自然災害や、事故・事件、犯罪などに備えて、子どもたちが自らの安全を確保できる資質・能力を育成するため、適宜、学校安全計画及び危機管理マニュアルを見直し、計画的・組織的な学校安全に取り組んでください。